

群馬県立県民健康科学大学

大学の基本方針

内部質保証に関する基本方針.....	1
方針策定のための基本的な考え方.....	3
大学として求める教員像及び教員組織の編制方針.....	4
学生支援に関する基本方針.....	5
教育研究等環境整備に関する基本方針.....	6
社会連携・社会貢献に関する基本方針.....	7
大学の管理・運営に関する基本方針.....	8

令和2年3月4日教育研究審議会

内部質保証に関する基本方針

本学は、建学の基本理念及び設置の目的の実現に向けて、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組むべく、以下のとおり、内部質保証の方針を定める。

1 基本的な考え方

内部質保証とは、大学自らが継続して大学の諸活動の点検・評価をおこない、それを改革・改善へとつなげていくことによって質の向上をはかり、教育や学修等が適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明していくことである。本学は、建学の基本理念及び設置の目的、各学部・研究科の目的並びに各種方針を実現するために内部質保証システムを構築し、それを十全に機能させて恒常的・継続的に大学教育の質の改善・向上に取り組む。

2 内部質保証の推進に責任を負う組織及び役割

本学の内部質保証の推進に責任を負う組織は、内部質保証委員会である。

内部質保証委員会は、各学部・研究科、委員会等におけるPDCAサイクルを適切かつ有効に機能させ、大学における教育研究の質保証及び向上を恒常的・継続的に推進する。

各学部・研究科、全学委員会・部会・研究科専門委員会、地域連携センター、附属図書館、事務局等の組織（以下、各組織とする）は、大学の基本方針を受け、教育研究活動の実施と改善・向上に取り組む。各組織は、毎年度「年度計画」を立案し、予算システムを連動させる等の措置を講じた上で、これを実施する。各組織は、年度終了時に自己点検・評価を行い、内部質保証委員会に報告する。

内部質保証委員会は、各組織の評価結果の検証を行うとともに、全学的な観点で取りまとめた自己点検・評価報告書案及び各組織から提出された自己点検・評価結果を教育研究審議会に報告する。

教育研究審議会は、内部質保証委員会から提出された資料に基づき総合的な評価を実施する。改善点がある場合は、内部質保証委員会に指示を行うとともに、必要に応じて「大学の基本方針」を修正する。内部質保証委員会は、大学の基本方針及び教育研究審議会の指示に基づき、各組織に対して具体的な改善指示を行う。各組織は、内部質保証委員会の改善指示に基づき必要な改善を実施する。このとき、内部質保証委員会は各組織の改善活動を支援する。

3 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針

全学の教育に関する企画・設計は、教務学生委員会が中心となり行う。教務学生委員会は、教育研究審議会が作成する大学の基本方針及び中期目標・中期計画、各種ガイドライン・評価結果、内部質保証委員会の実務方針等を受け、各学部・研究科の状況を踏まえて全学の教

育に関する企画・設計案を作成し、内部質保証委員会及び教育研究審議会に諮る。教育研究審議会にて承認を受けた計画は、学部教授会・研究科教授会で報告された上で、各組織・教職員により実施される。

教務学生委員会は、計画が適切に実施されているかを各種指標・アンケート調査等の結果分析及び関連する教育情報の把握を通して適切な時期に評価し、内部質保証委員会に報告する。内部質保証委員会は、報告内容等を踏まえ、方針の適切性・有効性を総合的に検証し、改善・向上に関する方針を取りまとめた上で、教育研究審議会に報告する。内部質保証委員会は、教育研究審議会の審議結果を受け、教務学生委員会に具体的な改善を指示する。

教育に関する毎年度の自己点検・評価は、各学部・研究科による自己点検・評価を教務学生委員会が検証し、全学的な教育活動評価として取りまとめ、内部質保証委員会に報告する。

内部質保証委員会は、教育に関する当該評価及び他の組織から提出された自己点検・評価結果を受け、全学的視点から長所・特色、課題等を客観的に評価し、大学としての自己点検・評価報告書を作成する。自己点検・評価報告書は、教育研究審議会の議を経て学内外に公表する。

4 内部質保証システムの有効性の確保

各種方針・計画の達成状況は、内部質保証委員会が評価する。未達成の目標がある場合、その原因が実施内容の適切性の欠如等の個別的な事由によるものではなく、内部質保証システムに起因すると判断された場合は、システムの改変をも含めて検証することで、内部質保証システムの有効性と信頼性を確保する。内部質保証委員会による検証結果は、教育研究審議会に諮るとともに、自己点検・評価報告書を通じて学内外に公表する。

5 内部質保証の客観性の確保

内部質保証の質を改善・向上させるため、自己点検・評価活動は、学外有識者を含む法人理事会及び群馬県が設置する法人評価委員会等、第三者による評価を受ける。

6 PDCAサイクルの周知と理解

大学の方針、年度方針、実施状況及び評価結果に関する情報は、学部教授会、研究科教授会、地域連携センター運営会議、事務局会議等で報告し、教職員及び関係者全員に周知する。さらに各種媒体を用いて教職員間の情報共有と課題認識を深める。SD・FD活動等により、PDCAサイクルや根拠に基づく大学運営に関する情報提供を行い、質の改善・向上に対する教職員の高い取り組み意識を形成・持続させる。

方針策定のための基本的な考え方

本学は、「豊かな人間性と専門的な知識・技術に加え、人間としての尊厳を重んじ、様々な側面から保健医療を考え、自立して判断し行動することができる保健医療専門職を養成するとともに、研究成果を地域に還元し、県民の保健・医療・福祉環境の更なる向上に寄与する」という建学の基本理念のもと、「保健医療に関する高度な知識と技術を教授研究し、高い教養と豊かな人間性を持つ保健医療専門職者を養成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健、医療及び福祉サービスの向上に寄与する」（学部）ならびに「看護学及び診療放射線学の理論及び応用の教授及び研究を通じてより高い専門性を有し、指導的役割を担う人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上並びに看護学及び診療放射線学の発展に寄与する」（大学院）ことを目的として設置された2学部2研究科からなる医療系大学である。本学は、教育・研究・地域貢献活動を通じて地域及び国際社会に貢献できる人材の育成を行う。

本学は、この建学の基本理念及び設置の目的をもとに、教育理念、教育目的を定めている。学修により、卒業・修了時において学生が身につけるべき学力、資質・能力等の達成度の観点から、学位プログラム（学部、研究科）単位で、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を定め公開する。あわせて全学的視点からポリシー策定の方針を定める。

1 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

卒業・修了に際し、当該課程における学位を授与する要件として学生が身につけるべき学力、資質・能力の目標を示す。

2 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

ディプロマ・ポリシーに示した学力、資質・能力を学生が効果的に修得できるような教育課程の編成・実施方針、及び学修成果の評価方針を示す。

3 学生の受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

教育課程を通して、本学の卒業生・修了生となり得る資質・能力を有する学生を入学者として得るため、本学が求める学生像、入学にあたり求める学力、入学者選抜等の方針を示す。

大学として求める教員像及び教員組織の編制方針

本学は、建学の基本理念及び設置の目的の実現に向けて、大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を定める。

1 求める教員像

本学は、建学の基本理念及び設置の目的、各学部・研究科の目的並びに各種方針を実現するに相応しい人格、教育研究指導上の能力、教育業績、研究業績、学会及び社会における活動等について優れた資質と実績を持ち、常に新たな知識・技術の獲得と向上に取り組み、地域・国際社会、並びに本学の発展に寄与できる意欲と能力を持つ者を求める。

2 教員組織の編制方針

- 1) 「学校教育法」、「大学設置基準」、「大学院設置基準」、その他関連法令に則った編制とすること。
- 2) 全学的な教育研究上の必要性に基づくこと。
- 3) 建学の基本理念及び設置の目的、各学部・研究科の目的、各種方針の実現を図れる編制とすること。
- 4) 各学部・研究科の特徴・専門性に応じた教員配置とすること。
- 5) 学生収容定員、教員一人あたりの学生数、専任教員による主要授業科目担当の原則等に配慮すること。
- 6) 職位、年齢構成、性別などが極端に偏らないよう配慮すること。
- 7) 教育研究分野内及び分野間で緊密な連携体制を取ることができること。
- 8) 教員の資質向上をはかるため、SD・FD活動を組織的に行うこと。

学生支援に関する基本方針

本学は、建学の基本理念及び設置の目的の実現に向けて、学生が学修に専念し、充実した学生生活を送れるよう下記の取り組みを行う。

1 修学支援に関する方針

- 1) 基礎学力を向上させ、保健医療専門職として社会で活躍できるよう修学支援体制を整備する。
- 2) 経済的に不安なく学修に専念できるよう各種支援の充実に努める。
- 3) 障がい学生への支援体制を整備する。

2 生活支援に関する方針

- 1) 学生の心身・健康管理に関する相談・支援体制を整備する。
- 2) 学生の課外活動・社会活動への取り組みを支援する。
- 3) ハラスメント防止に努める。

3 進路支援に関する方針

- 1) 職業人として社会で自立できるようキャリア教育を推進する。
- 2) 各種就職支援プログラムを整備し、就職活動を支援する。

教育研究等環境整備に関する基本方針

本学は、建学の基本理念及び設置の目的の実現に向けて、学生の学修及び教員の教育研究を推進・支援するために下記の取り組みを行う。

- 1 施設整備
安全性及び利便性を考慮した施設・設備・環境整備を推進する。
- 2 学術情報環境整備
図書館・学術情報サービスの充実及び利用環境を整備する。
- 3 ネットワーク環境等整備
ネットワーク等の情報環境及び語学環境を整備する。
- 4 研究推進体制整備
教員による研究推進に向けて、研究設備、研究費、組織体制の充実をはかる。
- 5 連携推進
地域社会、国際社会、学外諸機関との連携協力を推進する。
- 6 法令遵守
研究倫理の遵守及びハラスメント防止に努める。

社会連携・社会貢献に関する基本方針

本学は、建学の基本理念及び設置の目的の実現に向けて、教育・研究の成果を社会に還元し、保健・医療・福祉環境の向上への貢献を行うとともに、各種資源の開放に努めることで、社会連携及び社会貢献を推進する。

- 1 研究成果の公表・還元
教育研究を推進するとともに、その成果を地域社会・国際社会に公表・還元する。
- 2 知的資源の還元
公開講座、公開授業、出前講座などを通じ、大学の持つ知的資源を地域社会に公開・還元する。
- 3 地域社会の課題解決
地方自治体や保健・医療施設等と連携・協働し、地域社会が抱える課題の解決に向けて積極的に取り組む。
- 4 保険・医療サービスの質向上への貢献
保健・医療施設、教育機関等との共同研究及び保健医療専門職者の再教育・研修等を通じ、保健・医療サービスの質向上に寄与する。
- 5 人材育成
ボランティア活動、地域活動などを通じ、地域社会の発展に貢献できる人材の育成に努める。
- 6 大学資産による地域貢献
大学施設、図書館等を地域住民に開放し、開かれた大学として地域貢献を推進する。

大学の管理・運営に関する基本方針

本学は、建学の基本理念及び設置の目的の実現に向けて、大学の機能を十分に発揮させるために管理・運営に係る以下に取り組む。

1 ガバナンス体制

学長のリーダーシップのもとに、迅速かつ適切な意思決定ができる体制の整備・充実をはかる。

2 教職協働及び組織連携

教員組織及び事務組織を適切に整備し、組織間の緊密な連携と円滑な運営をはかる。

3 法令及び倫理遵守

規程等を整備し、コンプライアンスを遵守した透明性の高い管理運営を行う。

4 人材活用

教育・研究・社会貢献活動の機能強化に向けて、優れた人材の採用と効果的な配置によりその活用を推進する。

5 人材育成

S D・F D活動や適正な評価等を通じ、教職員の資質・能力、意欲の向上に取り組む。

6 財政運営

多様な自主財源の確保に取り組むとともに、計画的・効果的な資金配分に努める。